

平成14年7月25日
企業会計基準委員会

実務対応報告公開草案第3号

「連結納税制度を適用する場合の中間財務諸表等における 税効果会計に関する当面の取扱い(案)」の公表

コメントの募集

企業会計基準委員会（以下「当委員会」という。）では、平成14年度税制改正による連結納税制度の創設に伴い、連結納税制度を適用する場合の中間財務諸表等における税効果会計に関する当面の取扱いについて検討してまいりましたが、平成14年7月23日の第17回企業会計基準委員会で標記の実務対応報告の公開草案（以下「本公開草案」という。）の公表が承認されました。

本公開草案の公表は、広くコメントを頂くことを目的とするものです。本公開草案に対するコメントがございましたら、平成14年8月13日(火)までに、原則として電子メールにより、下記へ文書でお寄せください。なお、個々のコメントについては直接回答しないこと、コメントを当委員会のホームページ等で公開する予定があることを、あらかじめご了承ください。

また、連結納税制度に関する会計処理のその他の実務上の取扱いについては、引き続き当委員会において検討しております。

記

電子メール：ctax@asb.or.jp

FAX：03-5561-9624

お問い合わせ先：03-5561-8449

(財)財務会計基準機構の許可なく複写・転載等を禁じます。

本公開草案の概要

連結納税制度に基づく税効果会計の適用

- 連結納税の承認日の属する（中間）会計期間から適用する。

連結納税の承認日

連結納税の承認申請等に関する経過措置の適用を受ける場合

承認の処分があった日又は承認の処分があったものとみなされた日

連結納税の承認申請等に関する経過措置の適用を受けない場合

承認の処分のあった日又は承認の処分があったものとみなされた日の前日

中間財務諸表等における税効果会計に関する取扱い

経過措置の適用を受ける場合の連結納税制度を適用する最初の事業年度

- 中間決算日までに連結納税の承認を受けていない場合は、単体納税制度に基づく法人税等の額及び法人税等調整額を計上する。
- 中間決算日までに連結納税の承認を受けていない場合であっても、当事業年度において連結納税制度を適用することが明らかな場合であって、かつ、連結納税制度に基づく税効果会計の計算を合理的に行うことができると認められるときには、連結納税制度を適用するものと仮定して、当中間会計期間から連結納税制度に基づく法人税等の額及び法人税等調整額を計上することができる。

連結納税制度を適用することが明らかな場合

連結納税の承認申請書が提出されていること

連結納税制度を適用する意思が明確であること

連結納税の申請の却下事由が認められないこと

経過措置の適用を受けない場合の連結納税制度を適用する最初の事業年度の直前事業年度

- 中間決算日までに連結納税の承認を受けていない場合には、単体納税制度に基づく法人税等調整額を計上する。
- 中間決算日までに連結納税の承認を受けていない場合であっても、翌事業年度より連結納税制度を適用することが明らかな場合であって、かつ、連結納税制度に基づく税効果会計の計算を合理的に行うことができると認められるときには、翌事業年度より連結納税制度を適用するものと仮定して、当中間会計期間から法人税等調整額を計上することができる。

付加税率

- 連結納税制度に基づく法人税等の額及び法人税等調整額を計上する場合又は連結納税制度を適用するものと仮定して法人税等調整額等を計上する場合は、付加税率を含む法定実効税率に基づいて計算する部分があることに留意する。

以 上

(参考)「連結納税制度を適用する場合の中間財務諸表等における税効果会計に関する当面の取扱い(案)」の考え方

下記は、中間決算日までに連結納税の承認申請を行い(ただし、同日までに承認は受けていない)、事業年度末までに承認を受けた(承認日が到来した)場合を前提としている。

1. 経過措置()の適用を受ける場合

	申請 / 適用事業年度	
	中間	年度
法人税等の額	単体納税制度に基づく計算(注1)	連結納税制度に基づく計算
法人税等調整額	単体納税制度に基づく計算(注1)	連結納税制度に基づく計算

2. 経過措置()の適用を受けない場合

	申請事業年度		適用事業年度	
	中間	年度	中間	年度
法人税等の額	単体納税制度に基づく計算		連結納税制度に基づく計算	同左
法人税等調整額	将来の税金の回収又は支払の見込み		連結納税制度に基づく計算	同左
	単体納税制度に基づく計算(注2)	連結納税制度に基づく計算		

() 平成14年法律第79号「法人税法等の一部を改正する法律」附則第3条参照。

(注1) ただし、中間決算日までに連結納税の承認を受けていない場合であっても、当事業年度において連結納税制度を適用することが明らかな場合であって、かつ、連結納税制度に基づく税効果会計の計算を合理的に行うことができると認められるときには、連結納税制度を適用するものと仮定して、当中間会計期間から連結納税制度に基づく法人税等及び法人税等調整額を計上することができる。

(注2) ただし、中間決算日までに連結納税の承認を受けていない場合であっても、翌事業年度より連結納税制度を適用することが明らかな場合であって、かつ、連結納税制度に基づく税効果会計の計算を合理的に行うことができると認められるときには、翌事業年度より連結納税制度を適用するものと仮定して法人税等調整額を計上することができる。